

青年等就農計画の認定審査基準

(目的)

第1条 この基準は、南あわじ市青年等就農計画認定要領（以下、「要領」という。）に基づき、青年等就農計画（以下、「計画」という。）の認定を申請する者（以下、「申請者」という。）のうち、45歳以上65歳未満の者が、要領第2条のイの要件を満たすか否かを判断するために定めるものである。

(45歳以上50歳未満の者)

第2条 申請者の年齢が45歳以上50歳未満であり、申請者の主たる就農地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市長が認める場合、本申請者は要領第2条のアにより申請するものとする。

2 前項に該当する申請者は、要領第3条による申請に先んじて、市長に対し、就農地域の状況等、やむを得ない事情があることがわかる資料を提出しなければならない。

3 市長は、前項による資料の提出があったときは、南あわじ市農業経営改善協議会に諮る等審査を行い、申請者に対し、やむを得ない事情があるかと認められるか否かについて、通知を行うものとする。

(45歳以上65歳未満の者)

第3条 要領第2条のイに基づく申請者のうち、前条に該当しない者は、要領第3条による申請に先んじて、市長に対し、要領第2条のイを満たすことがわかる資料に加え、自身の経歴が、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識技能を有し、その知識技能が、計画の達成に必要不可欠であること（以下「経歴要件」という。）を客観的に示す資料を提出しなければならない。

2 市長は、前項による資料の提出があったときは、南あわじ市農業経営改善協議会に諮る等審査を行い、申請者に対し、経歴要件を満たすか否かについて、通知を行うものとする。

附則 この要領は令和8年8月3日から施行する。